

【フランス】 刑事裁判への市民参加促進のための参審制改革法

海外立法情報課・服部 有希

* 2011年8月10日、刑事裁判への市民参加を促進する法律が制定された。フランスでは、市民が特定の刑事裁判に参加し、裁判官と共同で審理を行う参審制が実施されている。今回の法律では、市民参審員という新制度が導入され、市民が参加する裁判の範囲が拡大された。

従来の参審制と新制度

フランスの犯罪は、罪の重いものから順に重罪 (crime)、軽罪 (délit)、違警罪 (contravention) の3種に分類される。このうち重罪の裁判では、市民から選出された参審員 (juré) が裁判官と共同で審理を行う参審制 (jury) (注) が実施されている。

今回制定された市民の刑事司法運営への参加及び未成年者の裁判に関する2011年8月10日の法律第2011-939号は、次の3つの主要部分から構成される。まず、従来の参審員とは別に、主に軽罪の裁判に参加する市民参審員 (citoyen assesseur) という新制度が創設された。次に、従来の参審制が簡素化された。最後に、未成年者の裁判に関連する規定が制定された。

市民参審員制度の概要

市民参審員が参加する裁判は、次の5種類である。①軽罪を扱う軽罪裁判所 (tribunal correctionnel) での第1審、②①の控訴審 (軽罪控訴部 (chambre des appels correctionnels) で実施)、③保安処分、仮釈放等の適用方法に関する裁判を行う行刑裁判所 (tribunal de l'application des peines) での第1審、④③の控訴審 (行刑部 (chambre de l'application des peines) で実施)、⑤未成年者軽罪裁判所 (tribunal correctionnel pour mineurs) における裁判。

各裁判は、裁判長1名、職業裁判官2名及び市民参審員2名の計5名で実施される。

①及び②で市民参審員が審理する犯罪は、人に対する侵害の罪のうち5年以上の禁錮が求刑されるもの (飲酒運転等による自動車運転過失致死等) や暴行を伴う窃盗等である。市民参審員は、事実認定、被告人の有責性及び刑罰について決定する。

③及び④で市民参審員が参加する審理は、仮釈放等の措置を一定期間受けることができない保安期間 (période de sûreté) の終了又は短縮及び5年を超える自由刑 (禁錮刑等) を科された者の仮釈放に関するものである。ただし、仮釈放の審理では、仮釈放に先立つ保護観察処分しか命じることができない。この保護観察処分の形態は、一定時間の刑事施設外での活動を認める半自由刑 (semi-liberté)、刑事施設以外の外部施設に収容する外部収容 (placement à l'extérieur) 又は電子的装置による遠隔監視を行う電子的監視 (placement sous surveillance électronique) のいずれかである。

⑤で市民参審員が審理する犯罪は、後述する未成年者の軽罪である。

市民参審員の選出方法

まず、市町村長（maire）がその有権者名簿の中から抽選して、市民参審員候補者の予備名簿（従来の参審員と共通の名簿）を作成する。次に、この予備名簿の中から、各地の大審裁判所（第1審普通裁判所）の院長等で構成する委員会が、従来の参審員を決定し、参審員の年度名簿に記載する。その上で、予備名簿から従来の参審員に決定した者を除外し、残りの候補者の中から、市民参審員となる条件（後述）を満たしていない者を除外する。最後に、残った候補者の聴取を実施した上で、その年度の市民参審員を決定し、市民参審員の年度名簿に記載する。年度名簿に記載された市民参審員は、各裁判所の裁判に振り分けられる。

市民参審員の年度名簿に記載できる者は、次の条件を満たす必要がある。①同じ年度に従来の参審員の年度名簿に記載されていない者、②過去5年間に参審員又は市民参審員を務めていない者及び前年度に参審員又は市民参審員の年度名簿に記載されていない者、③23歳以上でフランス語の読み書きができ、参政権、民事上の権利及び家族法上の権利を享受する者（重罪又は軽罪を犯し司法大臣管轄下の前科記録簿に記載されている者、起訴中の者、逮捕者、公務員、政府の一員、議員、会計検査院等の主要な機関の職員等は除く）、④大審裁判所の管轄地域に居住する者。

市民参審員制度は、正式な実施に先立ち、2012年1月1日から2014年1月1日まで特定の裁判所において試行を実施する予定である。

従来の参審制の改革及び未成年者の裁判に関する規定

重罪の裁判における従来の参審制については、参審員の定員が削減されることとなった。参審員の定員は、これまで第1審が9名、控訴審が12名であったが、第1審が6名、控訴審が9名と改正された。これは、参審員の数を減らすことにより、重罪の裁判の簡素化を図ることを目的とするものである。

次に、未成年者の裁判に関しては、①未成年者の人格調査方法の改善、②未成年者の累犯対策、③近年の未成年者の犯罪の増大及び態様の変化に応じた刑事的対応（判決等）の改善、④両親の責任の強化の4点を目的とする規定が定められた。このうち主要な規定としては、未成年者軽罪裁判所が新設されたことが挙げられる。この裁判所は、裁判長1名と裁判官2名で構成される。審理の対象は、累犯として3年以上の禁錮に処すべき軽罪を犯した16～17歳の未成年者（フランスの成人は満18歳以上）である。また、審理の対象となる軽罪が、軽罪裁判所における市民参審員制度の対象となる軽罪に当てはまる場合には、未成年者軽罪裁判所においても市民参審員が裁判に参加する。市民参審員の参加及び選出の条件等は、軽罪裁判所の場合と同様である。

注

- ・ juré, jury は、本来は陪審員、陪審制を意味する。制度導入当初の形態は陪審制であったが、改正により、現在の形態は実質的には参審制であるため、本稿では参審員、参審制と訳した。